

南あわじ市議会基本条例運用基準

この基準は、南あわじ市議会基本条例（平成 24 年南あわじ市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

1 自由討議

条例第 3 条第 1 号及び条例第 13 条第 2 項に規定する自由討議については、次のとおりとする。

- ① 本会議における議員間討議は、当分の間実施しない。
- ② 委員会における委員間討議は、付託された案件の採決前に執行機関の退席を求めず実施する。ただし、質疑のない案件に対する委員間討議は、省略することができる。

2 議会報告会

条例第 7 条第 4 項に規定する議会報告会の実施については、次のとおりとする。

- ① 運営については、議会広報広聴常任委員会とする。
- ② 開催回数は、年 1 回とする。ただし、必要が生じた場合、別途開催することができる。
- ③ 開催時期は、原則 11 月とする。
- ④ 班編成、開催箇所等については、議会広報広聴常任委員会で定める。

3 反問権

(1) 条例第 8 条第 2 号に規定する反問権については、市長等は、議員の質疑及び質問に対し、その背景、根拠等を質すため議長又は委員長の許可を得て反問できることを定めている。ただし、予算措置や代替案の提示を求めるなど、議決機関として答弁が不可能な反問は、議長又は委員長の秩序保持権により認めることができないものとする。

(2) 反問権に係る運用等は、次のとおりとする。

- ① 反問をできる者は、もとの質問に対して答弁すべき者に限るものとする。
- ② 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。
- ③ 質疑者又は質問者の議員は、反問に対して答弁しなければならない。
- ④ 反問は、一般質問（代表・個人）、緊急質問及び議案質疑に対して行うことができる。
- ⑤ 反問に要する時間は、質問時間に含まないものとする。

附 則

この基準は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 22 日一部改正）

この基準は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。

附 則(令和4年8月29日一部改正)

この基準は、令和4年8月29日から施行する。

附 則(令和5年5月18日一部改正)

この基準は、令和5年5月18日から施行する。